

議案第 7 号

調布市指定居宅介護支援等の事業の運営等に関する基準を定める
条例

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の運営等に関する基準を定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市指定居宅介護支援等の事業の運営等に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項、第79条第2項並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）等の事業者の指定並びに事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(事業者の指定の基準)

第2条 介護保険法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(運営等の基準)

第3条 第1条に規定する基準（前条の規定に該当する部分を除く。）については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に準ずるものとする。ただし、規則で定めるものにあつては、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。